



平成 27 年 12 月 18 日

国 土 交 通 省

「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を
改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び
「道路運送車両法施行令の一部を改正する政令」について（閣議決定）

1. 背景

自動車産業構造の変化やグローバル化の進展等に対応し、自動車の安全性を確保するとともに、ナンバープレートの多様な活用や自動車の革新的技術の開発・普及の推進等を図るため、車両単位での新たな相互承認制度の創設や独立行政法人の統合等について定める「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 27 年 6 月 24 日に公布された。

改正法のうち、平成 28 年 3 月 31 日までの間において施行することとされている規定を施行するため、これらの規定の施行期日を定めるとともに、道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）について所要の規定の整理を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち、指定自動車整備事業制度の活用範囲の拡大、自動車の所有者からの申請による自動車登録番号標の交換制度の創設に関する規定の施行期日を平成 28 年 2 月 1 日とする。

（2）道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

改正法の一部の施行に伴い所要の規定の整理を行う。

3. 今後のスケジュール

閣議決定：平成 27 年 12 月 18 日（金）

公 布：平成 27 年 12 月 24 日（木）

施 行：平成 28 年 2 月 1 日（月）

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 野中、鈴木

連絡先 03-5253-8111(内線 42-426、42-119)